

「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」

答 申 書

(要 約 版)

令和5年11月20日

日本大学「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」

競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会

(令和5年8月23日付)

委員長	益子 俊志	(スポーツ科学部長)
副委員長	鳥山 正晴	(薬学部長)
委員	長谷川 勉	(商学部長)
委員	福田 充	(危機管理学部長)
委員	根本 修克	(工学部長)
委員	福本 雅彦	(松戸歯学部長)
委員	伊藤ゆみ子	(弁護士 イトウ法律事務所)
委員	筒井 仁	(学務部長)
委員	滝沢 友一	(学生部長)
幹事	中村 好延	(学務部次長)
幹事	谷内 英之	(学生部次長)
幹事	江森 康弘	(競技スポーツ部次長)

「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」
答 申 書
(要 約 版)

【目次】

序章 本答申書の目的と視座

1 章 アメリカンフットボール部の状況と調査概要

- 1.1. アメフト部の概要と現状
- 1.2. 寮と関係施設の状況
- 1.3. 調査の方法（①資料検討、②ヒアリング、③現地確認調査）

2 章 アメフト部学生寮における薬物事件に関する経緯

- 2.1. 令和4年における事案の経緯と検証
- 2.2. 令和5年における事案の経緯・対応と検証

3 章 事件発生後のアメフト部及び競技スポーツ部の対応の問題点と事件の原因究明

- 3.1. 事件発生後の対応に関する問題点について
- 3.2. 事件の原因の究明について
- 3.3. 事件発生後のアメフト部及び競技スポーツ部の対応の改善策

4 章 薬物事件発生後の大学本部の対応と問題点

- 4.1. アメフト部・競技スポーツ部など組織間の情報伝達経路と意思決定についての問題点
- 4.2. 事件発生から把握への過程において本部が行った対応とその問題点

5 章 事件の発生原因究明と再発防止策の検討

- 5.1. 本事件の発生原因
- 5.2. 改善点と再発防止策の提言

序章 本答申書の目的と視座

本答申書は、令和4年10月に端緒があったアメリカンフットボール部違法薬物事件（以下「本件薬物事件」）の経緯を検証することにより、競技部学生寮における違法薬物使用のリスクを可能な限り下げするために、本学として、いかなる改善策があるかを検討することを目的とする。

併せて、違法薬物使用が学生を含む若者にとっての現実のリスクとなっている現下の社会情勢において、今後も学生の違法薬物使用の事案が発生することがありうることを前提に、本件薬物事件の対応を検証することにより、本件薬物事件がなぜ発生したのか、その根本的な原因究明を行い、今後新たな事案の発生を防ぐために具体的にどのような施策が必要か、検討することを目的とする。

上記に述べた目的からすると、本来であれば、将来的には大学全体、あるいは付属高校まで広く射程とすべきとも考えられるが、本答申書とそのための調査においては、本件薬物事件により、本学に管理責任のあるそれぞれの競技部ないし競技部学生寮に焦点を当てて検討を行う。

違法薬物使用は、言うまでもなく、重大な法令・社会規範違反であり、コンプライアンスの問題である。一般に、コンプライアンスにおいては、予防（Prevent）・発見（Detect）・対応（Respond）のサイクルを機能させることが重要であるが、教育機関である本学にとっては、違法薬物使用対策は、単に法令・社会規範のコンプライアンスというにとどまらず、学生に対する安全・安心な教育環境を提供するという、本学の第一とも言うべき義務を果たすための必須条件である。従って、本学としての違法薬物使用対策は、予防・発見・対応のいずれの段階においても、上記の視座をもって検討することが重要である。

本答申書において、1章ではまずアメリカンフットボール部の現状と本答申書の調査概要について述べる。続いて2章では、本件薬物事件についての経緯について整理し、本調査で明らかになった事実をまとめる作業を行う。そして、3章では学生寮における薬物事件発生とアメリカンフットボール部、競技部の対応の問題点について検証する。4章では本件薬物事件における大学本部の対応についての問題を考察する。最後に5章において、本件薬物事件の発生原因究明と再発防止策について検討し、提言を行う。

1 章 アメリカンフットボール部の状況と調査概要

1.1. アメフト部の概要と現状

日本大学アメリカンフットボール部は昭和 15 年（1940 年）に誕生して今年で 83 年目を迎える日本を代表する学生アメフト部である。アメフトの大学日本一を決定する甲子園ボウル（全日本大学選手権決勝）で 21 回の優勝を果たし、「日大フェニックス」の名称で社会に広く親しまれてきた。昭和 34 年（1959 年）から平成 14 年（2002 年）までチームを束ねてきた B 監督の時代には甲子園ボウル 5 連覇も達成した。その後、C 監督の時代において 27 年ぶりの学生日本一を達成した翌年に、「危険タックル」事件が発生し、日本大学全体をも巻き込む大問題へと発展した。

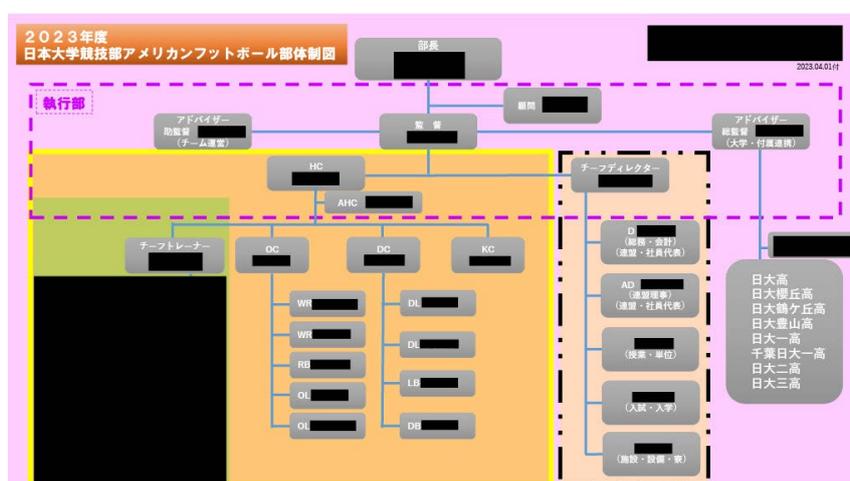


図1 アメフト部の組織図（個人名等を消す処理済）

この組織体制をもとに、コーチミーティングは週1回、全体ミーティングは月1回、執行业会議は月1回程度開催されていた。保護者からなる父母会は不定期であったが、問題発生後は頻繁に開催されている。

D 監督が就任後は、学生生活の指導のために、生活ルールブックを規定し、学校に登校することを強く指導し、朝晩の学生点呼の実施、寮内の清掃を定期的にチェックするなどの施策を実施した。

1.2. 寮と関係施設の状況

アメフト部の部室である新棟ならびに練習場である PHOENIX グラウンドは東京都世田谷区の日本大学文理学部敷地内にあり、この練習場の隣に部室（新棟）が併設されている。この PHOENIX グラウンドは、人工芝のアメフト専用グラウンドであり、ナイター設備も完備されているため夜間練習も可能である。この練習場にはスレッドマシンをはじめ、多くの備品が設置されている。アメフト部員たちはこうした恵まれた練習環境にあり、このグラウンドや部室で部員の仲間たち、そして監督やコーチ陣の指導者たちと日々生活している。続いて、

その部員の中で、地方出身者や留学生が中心となって共同生活を送っている場が学生寮「アメリカンフットボール部中野寮」である。アメフト部中野寮は、東京都中野区にあり、文理学部敷地内にある練習場や部室からは自転車で20分の距離にあり、多くの寮生部員は、文理学部の練習場やそれぞれが所属する学部キャンパスには自転車で通学している。



写真1 アメフト部中野寮の外観



写真2 アメフト部中野寮の入口

アメフト部中野寮は3階建てで学生部員の居室は2階、3階に配置されている。寮の部屋数（学生居住）は、2階に6部屋（201～206号室）、3階に7部屋（301～307号室）である。各部屋は2階については図2のように、3階については図3のように配置されている。

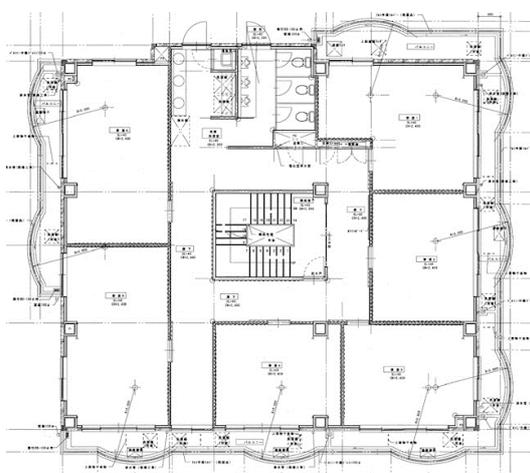


図2 アメフト部中野寮 2階

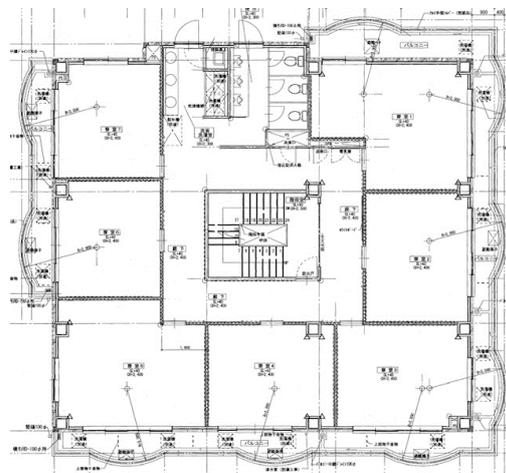


図3 アメフト部中野寮 3階

各部屋の室内には2段ベッドが3台ずつ設置されており、最大で60人以上が居住可能である。ヒアリング調査によると、過去には一部屋に6人から8人を居住させていた時期もあり、その中には留学生も含まれていた。その結果、寮内の部員学生の生活が乱れた時期もあったという。その寮内の生活環境の改善のため、令和5年から地方出身者や留学生のみを居住させる方針が確立された。また令和4年8月からコーチ1名が、令和5年4月からはヘッドコーチ1名も寮内で生活して部員学生の寮生活の監督を行っていた。



写真3 寮内の3階の部屋



写真4 部屋の個人用鍵付小型ロッカー

令和5年7月1日(土)時点では、27名の部員学生が寮内で生活していた。3階では、301号室には3名(文理学部1人、スポーツ科学部2人)、302号室には3名(文理学部2人、スポーツ科学部1人)、303号室には2名(文理学部2人)、304号室には2名(文理学部2人)、306号2名(文理学部生1人、スポーツ科学部生1人)が居住していた。305号室、307号室は空き部屋であった。A学生(以下A学生)が居住していたのは302号室であり、実際に学生が複数で大麻を使用していた現場「大麻部屋」と噂されていたのはこの空き部屋の305号室であった。空き部屋であった305号室の施錠はされておらず、自由に学生部員が出入りすることができる状況であった。

1.3. 調査の方法 (①資料検討、②ヒアリング、③現地確認調査)

本答申書の作成のための調査は、①資料検討と、②ヒアリング調査、③現地確認調査の3つの方法で実施された。

まず①資料検討については、薬物事案発生後に、大学本部の危機対策会議(対策本部)を中心に、競技スポーツ部等を通じて調査した資料、収集されたデータをもとに、その客観性や事実の確認を実施しながら、本委員会で分析し検討を行った。

続いて②ヒアリング調査については、本件のアメフト部薬物事案について関係する重要人物に対して直接の対面聞き取り調査を実施した。その聞き取り調査は、E委員長を中心に複数名の委員が参加し、必ず調査関係部署である本部競技スポーツ部の職員が在席して記録を取る方法をとった。

令和5年9月8日(金)午後にはアメフト部のF部長に対するヒアリングを本部会議室において実施した。続いて同年9月12日(火)午後にはアメフト部のD監督のヒアリング調査をアメフト部中野寮で実施した。さらに同年9月12日(火)夜には競技スポーツ部長に対して本部会議室においてヒアリングを実施した。同年9月14日(木)午後にはアメフト部コーチである三軒茶屋キャンパスの職員に対して三軒茶屋キャンパスでヒアリング調査を実施した。また、同年9月20日(水)午後には通信教育部においてA学生に関する入学時と就学状況について、通信教育部長と通信教育部の課長ならびに課長補佐にヒアリングを行った。同年9月22日(金)午後には日本大学本部においてアメフト部コーチの職員

に対してヒアリングを実施した。同年9月25日（月）段階で、ヒアリング調査を実施した対象は合計で8名である。

③現地確認調査については、E委員長と他の委員1名が、D監督と競技スポーツ部職員の立会いの下で令和5年9月12日（火）の午後に実施した。調査したのは、文理学部の敷地内にあるアメフト部の練習場と部室、そして中野寮の3か所である。D監督の説明を聞きながら、それぞれの場所を詳細に視察し、記録のための写真撮影を実施し、現地調査を実施した。

2章 アメフト部学生寮における薬物事件に関する経緯

2.1. 令和4年における事案の経緯と検証

令和4年7月頃およびそれ以前の事案の経緯・対応

本学アメフト部に所属するA学生が令和5年8月5日（土）に覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反の容疑で逮捕された。これは同年7月6日（木）、アメフト部中野寮内において覚醒剤及び乾燥大麻を所持していた疑いによるものである。その経緯は、同日、本学職員が部寮内を点検・確認した際、当該学生より薬物の様なものが提出され、同月18日（火）に警視庁に連絡し、その後の警視庁による薬物鑑定並びにアメフト部中野寮内の家宅捜索を経て、逮捕に至ったものである。大学の施設である学生寮内で起きた事案であり、他の部員との関連性も含めて現在、調査が進められている。本件事案を検証するに当たり、薬物事件に対するアメフト部及び競技スポーツ部の対応に関して、事件の発生以前に遡り、それらの詳細を時系列で記載し検証する。

令和4年3月からアメフト部学生寮においては、指導者が寮内に常駐している状態ではなく、生活の乱れがあったため、D監督が寮内を見回ることによって部員の寮生活の管理を行っていたが、D監督の指示により、令和4年8月から1名のコーチが寮監として常駐するようになり、令和5年4月からはもう1名のコーチが常駐するようになった。

一方で、寮生の中には、アメフト部で禁止されている喫煙を習慣的に行う部員がおり、その匂いをごまかすために、部屋内でお香を焚いたり、喫煙する代わりにベープと呼ばれるフレーバーを摂取したりする部員もいた。

上記のような状況下において、令和4年11月27日、同年7月に当時1年生の部員1名が大麻と思われるものを吸ったとの自己申告をD監督に行ったため、当該学生に対する聴取を行ったところ、合宿所3階305号室のベランダにおいて、令和4年度卒業生（当時4年生）から大麻を譲り受け、当時4年生2名ら計4名で2、3回大麻を吸った。その際、その他にも当時4年生2名、当時3年生1名、当時2年生1名が大麻を吸っていることを当時4年生から聞かされたとのことであった。

ただし、前段の自己申告内容に関して、アメフト部D監督等の指導陣が、関係する部員全員から聴取・調査を行った結果、自己申告した学生の申告通りの事実関係を確認することはできなかった。

一方で、アメフト部元監督が警察関係者（アメフト部OBの警視庁警視正）に前段の自己

申告内容に関して相談したところ、以下の理由により、自己申告を行った学生に厳重注意（令和4年11月27日）を与え、活動停止や出場停止といった処分は科さなかった。

- ・自己申告であり、他の証拠がないこと。
- ・自己申告を行った学生が吸引したものが大麻であったことを確認することができないこと。
- ・吸引日時から4ヶ月経過していること。
- ・物証がないために、大麻吸引事実を認定することが困難であること。

なお、同元監督は所轄の成城警察署への報告を行っていないことが後日（令和5年8月9日）判明した。

令和4年における寮内での大麻使用に関する対応の検証

令和5年7月19日（水）にD監督から競技スポーツ部長に送信されたメールに添付されていたファイルによれば、令和4年10月30日（日）にアメフト部員全体の7割に対して、コーチ陣が個別の聞き取り調査をした際、1年生からコーチに対して、「4年生2名、1年生1名が大麻を吸引している」と別の1年生から聞いたと報告している。後日のヒアリングの結果、前記3名の他に今回逮捕された2年生1名を加えた計4名がアメフト部の寮の屋上で大麻を吸ったと当事者である1年生から聞かされたとの告白があった。また、当事者の1年生が寮の近辺で怪しい外国人と接触している旨の報告があったとの記載がある。以上のことから、以下の2点を問題点として指摘する。

- ① 令和4年7月あるいは遅くとも令和4年10月30日の時点で、警察署に正式に報告・相談し、指示を仰がなかったという点に問題があるものと思料する。
- ② アメフト部の部員は、競技スポーツ部に所属しているが、各学部の学生であり、当該学生が所属する学部に対して事案の詳細を連絡し、情報の共有を図ることができれば、各学部において、学生生活委員会の他、関係する委員会等により学生生活の指導に関する面において、慎重に調査し、原因究明・再発防止に向けて、適切な対応を検討したものと思料する。

2.2. 令和5年における事案の経緯・対応と検証

令和5年6月以降の事案の経緯・対応

- ・ 令和5年6月30日（金）14:00

警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課から2名が来校し、大学側から澤田副学長、競技スポーツ部長、同部次長、特任事務長の4名が対応した。警視庁の2名からは、令和5年6月19日（月）に警視庁に匿名のメールが入り、以下の①～⑤の内容の記載があったとのこと伝えられた。

- ① アメフト部の中野の寮に大麻部屋がある。
- ② 3階の一室である。数名が吸っている。
- ③ 指導者も知っている。
- ④ 他にいじめ、窃盗についての記載あり。

- ⑤ 送信者からは自首してほしいとの内容がある。

これらを基に、以下の要請を受けた。

「対策をしなければいけない。送信者はおそらく寮生と思われる。メールは今年に入ってから初めて送信された。令和4年12月に開催した講習でダメならば捜査して検挙する手段もある。大学で指導者に話を聞いてほしい。指導者に対して、警察に通報があったことを知らせてかまわない。メールを送った側は警察が対応していないと報道に情報提供する可能性があり、大事になる。経験から、メールの内容は信憑性が高いと思われるので対策をお願いしたい。大麻の問題については、他大学の学生にも多くある。職務質問で検挙されるケースがほとんどである。大麻だけでなく覚醒剤も若者に広がっている。大麻を所持すると捕まることを認識してほしい。もし該当する者がいれば自首させてほしい。」

澤田副学長は「対応は学長と相談する」と、その場で警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課へ回答した。警視庁犯罪対策部薬物銃器対策課との面談終了後に、警視庁犯罪対策部薬物銃器対策課 a から日本大学競技スポーツ部に、「後日、警視庁に来庁いただき、上の者から説明を受けていただきたい」旨の要請があったため、日程調整により、令和5年7月6日（木）10時30分に警視庁に訪問することになった。澤田副学長からは学長にこの面談の概要を報告した。

令和5年における寮内での大麻使用に関する対応の検証

令和5年における本事案に関する対応の問題点あるいは疑問点として以下の点を指摘する。

- ① 資料を元に辿ると、澤田副学長がアメフト部内の令和4年における大麻使用疑惑について報告を受けたのは令和5年7月6日（木）～8日（土）ということが推測される。本学学生担当副学長に本事案の報告が速やかに行われていないことが本学執行部全体への報告遅れを招いており、即時性が求められる当該事案の全容解明に着手する時期が遅れたことに問題があるものと思料する。
- ② 令和5年7月7日（金）にA学生の所持品から植物細片入りのビニール袋が入った菓子缶を預かり、大学本部内の施錠ロッカーで保管していることおよび部員への聴取を行いながら調査を進めることを澤田副学長が酒井学長に報告し、酒井学長から林理事長に情報共有を行うとのことであったが、この時点で林理事長に報告受信状況についての情報がない。同年7月13日（木）には澤田副学長、競技スポーツ部長は、同年7月6日（木）にA学生から提出された菓子缶の写真を示し、菓子缶を預かっていることなどの一連の経緯を林理事長に説明していることから、この時点では林理事長に事案の概要が伝わっていたものと推察されるが、いずれにしても、この時点で危機管理委員会を開催し、即時性が求められる当該事案の全容解明に着手する必要があるものと思料するところである。
- ③ 令和5年8月5日（土）のアメフト部の無期限活動停止処分ならびに同年8月10日（木）の当該処分解除について、執行部会判断のみで処分決定が行われ、本来、開催する必

要がある競技スポーツ運営委員会で当該処分ならびにその解除が審議されなかったという点には内部統制上の問題があるものと思料する。

3章 事件発生後のアメフト部及び競技スポーツ部の対応の問題点と事件の原因究明

3.1. 事件発生後の対応に関する問題点について

令和4年11月27日(月)に同年7月頃に「大麻と思われる物を吸った」との自己申告があった時点で各学部であれば、重大事案として、必ず調査する案件であるにもかかわらず、この時点で警察に相談し、指示を仰ぎ、所属学部へ報告して徹底的に調査を実施しなかったところに問題があるものと思料する。

大学の施設の一つである、アメフト部の学生寮内で起こった当該学生逮捕事案であることを認識していたにもかかわらず、令和5年8月10日(木)に短期間で無期限活動停止を解除した理由が不明確である。調査を優先し、学生寮内において違法薬物が広がっていない事、並びに個人の犯罪であったことが確定した後、活動停止の処分を解除すべきであったと思料するところである。

3.2. 事件の原因の究明について

令和5年9月14日(木)に実施されたアメリカンフットボール部部内コーチに対するヒアリングにおいて、今回の大麻問題の原因を問うた際に、部内コーチは、「留学生が、大麻を部内に持ち込んだと思う。そこから広がった。その学生が退部して戻ってくるという話があったが、実際は部には戻ってこなかった。それまでは部内で麻薬の話は聞いたことがなかった。飲酒やタバコの問題はあったが、大麻についてはそれまでなかったと認識している」と回答している。当該留学生は、平成30年競技部推薦により入学し、令和4年3月31日付で「前期分授業料未納のため」除籍となっている。この留学生が在学中に違法薬物がアメフト部寮内に広がったと仮定すると、本件事案が発生する数年前から問題が起きていたとも推測することができる。更に、部内コーチは、「寮内では学生たちの自主的運営はできていなかった。同級生、リーダーがきちんと部員たちを統制することができていなかった。学生の自治は確立できていなかった。部の練習が終わったら、寮に戻って、部屋でスマホをいじっている学生が多い」とも述べており、学生寮の管理・運営体制にも問題があり、事件の発生に繋がったであろうことが窺える。

原因分析により真因を特定することは、調査が進行中であることから、現時点では困難であると推察される。ここでは、真因究明の為、原因の分析において必要と思われる項目を以下に箇条書きで列記する。

- ・逮捕された学生の大麻入手経路。
- ・薬物の取得についての、学生間あるいは卒業生との関連性。
- ・アメフト部内における違法薬物等の使用の有無とその継続性。

- ・大麻を使用した理由。
- ・違法薬物の使用が容易であった学生寮の管理体制。

3.3. 事件発生後のアメフト部及び競技スポーツ部の対応の改善策

本件事案は、現在調査が進行中の案件であり、現段階で再発防止策を策定する為に必要と思われる項目を列記する。

(1) 教学・学生生活

競技スポーツ部のみならず各学部においても、きめ細かな指導・相談体制を構築することが重要である。

競技スポーツ部に所属する学生は、各学部の学生であり、学生の問題行為等は各学部の学生生活委員会等で把握して対応する必要がある。

教学面においても、競技スポーツ部だけでなく所属する各学部においても、支援体制の充実が急務である（学業不振者に対するチューター制度の導入等）。

競技スポーツ部専用の学生支援・相談窓口及び通報窓口の設置。

(2) 学生寮

学生寮は競技スポーツ部員に対して健全で公正かつ適切な環境を維持すると共に、競技部員は寮内で法令・規則、倫理観に従って行動し、コンプライアンス重視の姿勢を常に示すことが求められる。学生寮におけるコンプライアンスの問題点として、管理体制の不備を正す必要がある。違法薬物を入手できるような生活環境を作らない。

寮の管理者は、規則（寮則）に則り、学生の生活環境を管理し、ルールを守っていない者がいた場合、その都度注意指導して部員の私生活を見守る必要がある。他の競技部の寮においても、寮長、寮監等の管理者が不在の場合が多く、責任ある寮の管理者が常駐するべきである。競技スポーツ部と全く関係のない一般の学部学生も居住できるような施設とすることの可能性について検討する。

(3) 寮則等

学生のプライバシーの問題もあるが、入寮に際して、学生本人からの誓約書等の提出が必要不可欠と思われる。寮則等に関しては、全ての学生寮で共通したものを作成し、それぞれの寮における特性等に関しては、附則でカバーする。

(4) 研修会等

指導者も含めて競技部全体として、定期的な倫理教育、違法薬物に関する講習会等のコンプライアンス研修が必要である。

寮において学生の私生活を適切に管理するためには、指導者に対しても、別途、研修会やガイドラインを整備することが必要である。

4章 薬物事件発生後の大学本部の対応と問題点

4.1 アメフト部・競技スポーツ部など組織間の情報伝達経路と意思決定についての問題点

情報伝達における問題点

アメフト部から競技スポーツ部、そして執行部会および常務理事会への報告という情報伝達経路は、一部は情報が伝達され、一部においては、各会議体に属する特定の人物のみに情報が伝達されるという状態であった。つまり伝達基準がないまま、情報が特定箇所に蓄積されていた可能性がある。

また、情報の伝達の遅れについては、例えば次のような事実を指摘することができる。

- ①令和4年10月から同年11月にかけてのアメフト部学生の情報提供ないし自己申告（アメフト部学生寮における大麻使用の拡がりを窺わせるものであった。）に関する情報が令和5年7月に至るまで、アメフト部・競技スポーツ部にとどまっていたこと（競技スポーツ部作成の「日本大学アメフト部 問題経緯（時系列）令和5年8月31日版」（以下「本件時系列」という）。なお、澤田副学長への口頭報告が令和5年7月6日（木）、文書による詳細報告が同年7月19日（水）であった。
- ②令和5年6月30日（金）の警視庁組織犯罪対策部薬物銃器対策課（以下「警視庁」という。）からの要請以降の状況についての、教学ライン（学長-澤田副学長-競技スポーツ部）から管理・運営ラインへの情報共有も迅速性を欠いたこと。時系列によれば、経営・管理ラインに、令和5年6月30日（金）以降の状況について情報共有が初めてなされたのは、同年7月13日（木）の澤田副学長・競技スポーツ部長から林理事長への経緯報告である。上記②の情報が林理事長に共有された後、それが、危機管理総括責任者であるG常務理事ほか、管理・運営ラインの幹部（常務理事や総務部長）にいつ、どのように共有されたかは、本件時系列からは不明である。

また、令和5年9月12日（火）開催の臨時評議員会においては、澤田副学長から、同年年7月7日（金）に酒井学長に報告した際に、林理事長には酒井学長から報告すると言われたので、この時点で直接林理事長には報告しなかった旨の説明があった。

そのため、以下のような遅れによる問題点を指摘することができる。

①で述べた情報は、先にも触れたように、アメフト部中野寮における大麻吸引の拡がりを窺わせるものであったことから、情報の詳細が澤田副学長や本部のその他のメンバーにより早期に共有されていたならば、後述の、令和5年6月30日（金）の警視庁の要請への対応に係る意思決定は変わった可能性がある。

②の情報についても、管理・運営ラインにより迅速に共有されていたのであれば、本部において、より迅速に危機対策本部を立ち上げる等、教学ラインと管理・運営ラインが協働して、より迅速に調査を進めることができた可能性がある。

これらは、本学の危機対応という観点から重大な問題であったことはもとより、情報集約の遅れが理事長による広報対応や記者会見での混乱の大きな原因の一つであったと考えられる。すなわち、安全・安心な教育環境の提供という観点からも問題である。調査が長引けば、薬物乱用をしていた学生のみならず、そうでない学生も長期間不安定な立場におかれる

からである。

こうした事態は、教学に属する事柄であるにもかかわらず、本部主導による学部の責任者には情報が伝達されなかった。

4.2 事件発生から把握への過程において本部が行った対応とその問題点

事件後の本部の対応

令和5年6月30日（金）の警視庁の要請後、アメフト部員のヒアリングを含め、その対応は、澤田副学長の主導で、澤田副学長および競技スポーツ部の教学ラインで行われた。

本件時系列によると、第1回「危機対応臨時委員会（専門部会）」が開催されたのは令和5年8月2日（水）、危機対策会議（本部）が初めて開催されたのは同年8月10日（木）である。なお、本件薬物事件について、アメフト部の無期限活動停止処分が決定された同年8月5日（土）の執行部会より前に、執行部会で本件薬物事件が議論されたことがあるかは不明である。常務理事会で本件薬物事件に関連した議題が初めて上程されたのは、同年8月23日（水）である。

上記の対応を除き、本件薬物事件の対応において、いわゆる「第2ライン」（本件薬物事件のような事象に関して言うと、一般的には法務部門、コンプライアンス部門がこれに該当する）による関与は見受けられない。

本部の警視庁対応の是非

ただし、個別の対応のすべてが誤りというのではなく、例えば議論の中心となった、警視庁への対応について、令和5年6月30日（金）、同年7月6日（木）の警視庁よりの要請を受け、本学側で調査し、薬物乱用学生は自首させるとの方針（以下「本件方針」という。）をとった。（警視庁はそれを否定しているとの報道もあるが）少なくとも、同年6月30日（金）の警視庁の要請以降、本件薬物事件の調査対応を主導した澤田副学長にあっては、そのように認識していたと認められる。また、同年7月6日（木）の「お菓子の缶」発見の翌日に、酒井学長に対し、本件方針について報告している。本件方針は、同年7月13日の林理事長に対する経緯報告にも含まれていたと推認される。そうであるとする、本件薬物事件に関し、本件方針をとったこと自体は、不相当ではない。もっとも、警視庁の要請をおいたとして、本学として、その管理する競技部学生寮における薬物乱用の疑いがある場合に、いかなる方針をもって対応するかは、別途検討する必要がある。

また、同年7月6日（木）発見の「お菓子の缶」についての警視庁への報告時期については、次のように考えられる。

同年7月6日（木）の所持品検査によりA学生の所持品から発見された「お菓子の缶」について、同日、澤田副学長が預かり、同年7月20日（木）の警視庁による差押まで、本部の鍵のかかるロッカーで保管した。「お菓子の缶」について、本学より警視庁に報告すべく連絡したのは、同年7月18日（火）である。なお、報告自体は同年7月19日（水）のA学生の自白後であった。

マスコミ等で非難され、また、文部科学省からも問題視されているいわゆる「空白の12日間」は、先に述べた本件方針によるものと推測されるが、本件方針自体を是としても、確

信は持てなくとも大麻であることが相当程度疑われる物を発見したという状況下で、自白（自首）することについて、時間的な制約をかけなかったことは問題である。

それは、尿検査による薬物使用判定が難しくなることをもって、本学による「隠蔽」と評価されるという危機対応の観点からもそうであるが、薬物乱用をしている/した学生をできるだけ迅速に発見するということは、安心・安全な教育環境の提供のために重要であるからである。薬物乱用をしたかどうかは、本人が一番よくわかっているはずであり、当該学生が保護者や専門家との相談の時間を与えることを勘案しても、時間的猶予は、数日が限度ではないかと推察される。他方、時間が長時間にわたった原因は、個人的な資質とは関係なく、システムの問題としても考え得るのであり、集合知を行う仕組みが欠落していたと考えられるが、詳細は執行部と常務理事会等の会議体の議事録等を確認しない限り、断定はできない。これらも、いち早く初期の断片情報を入手できた執行部において、全体を俯瞰し、近未来を想像する組織的能力にかかわっていたものと推察される。ただし、あくまでも一人ひとりに問われるのではなく、会議体全体のマンパワーに関わることでもある。

5章 事件の発生原因究明と再発防止策の検討

5.1. 本事件の発生原因

5.1.1 個人的要因

①学修状況

本事件で逮捕起訴された A 学生は、令和 2 年 4 月に本学に入学している。競技スポーツ学生に対する推薦を受けての入学ではなく、本学の通信教育部に出願し入学することとなった。通信教育部への調査で確認したところ、入学時においては一般的な学業成績であった。しかしながら、通信教育部時代の A 学生は中野寮での寮生活をしながらアメフト部の練習には参加していたものの、学修態度は十分でなく、通信教育部での 1 年次と 2 年次の途中段階での単位修得状況は芳しくなかった。A 学生の学修状況について知った D 監督や一部のコーチは A 学生に対して学修態度を改めて単位を取れるような学修の指導を行ったことがヒアリングで確認できた。同時に、A 学生が通信教育部の 2 年次に、スポーツ科学部への転部を希望しているという意向を確認した一部のコーチは、学修指導を強化した。その結果、令和 5 年 3 月にスポーツ科学部への転部試験を受験し、合格した。A 学生は本学に入学して 3 年目であるが、現在、スポーツ科学部に 2 年生として在籍している。令和 5 年のスポーツ科学部での前期では単位修得できている状況であることが確認された。

② 個人の規範意識と生活態度の要因

A 学生に対するヒアリングは実施できないため、この点については D 監督をはじめコーチ陣からのヒアリング調査の結果からの推論となる。

大麻などの違法薬物の使用に対して、A 学生本人が思いとどまれなかった点については、規範意識が欠如していたと言わざるを得ない。同時に、違法性の認識はあったことも推認できる。しかしながら、こうした違法薬物使用が発覚した際に、自分の人生やアメフト部全体にどのような影響が及ぶか、その重大性を認識することができなかった可能性はある。また、

アメフト部内での活動や、学業生活における自己肯定感が低い状態、現実逃避をしたいという意識を強く持った可能性も存在する。また反対に、アメフト部フェニックスのメンバーであるというスポーツ・エリート意識というものが背景にあった可能性もある。こうした違法薬物に対する心理的な影響についてはさらなる調査と分析が必要である。

A 学生自身の違法薬物の使用の動機や接触機会の経緯も推論と可能性の指摘となる。中野寮の中で、アメフト部先輩や同僚から誘われて使用していた可能性を検証せねばならない。アメフト部において過去の段階から、寮内で繰り返し使用されていた経緯があるならば、「重大な問題ではない」と問題行為を軽く考える規範意識の低下が発生したかもしれないし、反対に部内での先輩後輩の間での上下関係や、仲間意識の中で「断り切れない」という風潮が蔓延していた可能性もある。こうした寮生活の中での問題は、この事件の環境的要因として考察しなければならない。

5.1.2. 環境的要因

①社会的環境要因

現代社会は、違法薬物が個人で入手しやすい社会環境が整っているといわれる。反社会的勢力の資金源ともなっている違法薬物は、幅広く社会全体に流通しており、一般市民の手に届きやすい状況がある。

例えば、都市化した社会環境の中で、違法薬物を扱っている組織や店舗が日常生活の中に蔓延しており、その存在が若者のサークルや大学生のコミュニティにおいて口コミの噂レベルで広がり、インターネットやSNSを通じて情報が拡散されることにより、若者ら一般市民が入手しやすい環境が生まれた。さらには、インターネットの裏サイトやSNSを通じて、web上での違法取引も拡大している。

同時にグローバル化の影響もあり、海外において大麻など日本では違法薬物に指定されているものが合法とされている国や地域を訪問した日本人が、現地で大麻など違法薬物を経験するケースも増えており、そうした個人が国内に違法薬物を持ち込んだり、国内で使用したりするケースも存在する。このように海外でのルールと日本の法律の差異から、グローバル化した社会環境の中で、日本国内での違法薬物に関するコンプライアンス意識が低下するような影響も考えられる。

こうした違法薬物に関する社会教育、広報活動については、日本政府や警察など関係官庁、自治体などでも展開されているが、対策が追いついていない状況である。大学をはじめとした高等教育機関における学生に対する啓発、教育活動をより強化する必要がある。

②寮生活による環境要因

アメフト部中野寮において、複数の部員が大麻を使用したことを示す、過去の部内調査の結果や、警察での任意事情聴取に関するヒアリングの証言が存在する。過去にも、ハワイ出身など外国人留学生部員の寮生が、寮生活において深夜の外出や奇行が目立ったことや、大麻など違法薬物の使用が疑われた事例などの証言が、D監督や一部コーチから得られた。今回の事案の以前にも、こうした予兆は過去に数多く存在しており、その段階で徹底した調査がなされ、大学としての厳然たる対応が実施されていれば、今回の事案も防ぐことができた

可能性はある。

中野寮内では、監督やコーチが学生部員とともに共同生活を送っていなかった期間が令和4年3月まで長く続いた。その間に、飲酒や喫煙などの行為が発覚したり、生活環境が荒れたりしたことにより、D監督の指示で、昨年からはコーチが1名、今年に入って2人目のコーチが、中野寮で生活し、学生生活を監督するという対応がとられた。

そうしたコーチの寮での監督、監視があってもなお、結果的に部員学生による違法薬物の使用は抑止できなかった。D監督をはじめ一部のコーチから、中野寮内の3階部屋「大麻部屋」で学生部員が大麻を使用していたという可能性や、鍵を自由に開けることができ学生部員が使用可能な状態となっていた屋上スペースでの大麻の使用の可能性など、複数の証言が得られた。「大麻部屋」の鍵の管理や、屋上スペースの使用管理は、コーチが寮生活をしても徹底されていなかった。

5.1.3. 組織対応、情報伝達の要因

① 予防のための研修体制の不在

こうした違法薬物事案に対する最善の危機管理は、競技部の現場でこのような事案が発生しないように未然に予防することである。そのために必要なのは平常時における違法薬物に関する部員学生への教育、研修の徹底であるが、それがアメフト部内においても、競技スポーツ部においても徹底されていなかった。さらには、こうした薬物事案が最も発生しやすい共同生活の場である、寮生活における部員学生への監視の徹底、監督の徹底が行われていなかった点が、組織的な問題点である。

② アメフト部など各競技部と競技スポーツ部との情報共有、連携の問題

競技部での練習や試合の日常的活動、そして問題が発生したときの対応について、アメフト部など各競技部は、それを監督する大学本部の競技スポーツ部との間で日常的に情報共有され、情報伝達の連携がなくてはならない。

アメフト部など各競技部の現場において発生した問題は、監督やコーチからボトムアップ的に、教員である部長へ、また競技スポーツ部へと情報が速やかに伝達され、情報共有されなくてはならない。アメフト部の中野寮の中で発生していた過去の問題について、特に令和4年以前の状況が、常時、競技スポーツ部に共有されていなかったことが、今回の違法薬物事案にも大きく影響していると言わざるを得ない。そこに情報伝達の根詰まりが発生していることが、本部での問題把握を遅らせる根本的原因の一つとなっている。競技部内での情報の確認や共有が、競技スポーツ部への報告を遅らせ、それが本部の関与の遅れにつながる。

危機管理は、初動対応が重要である。事案が発生した後の危機管理はクライシスマネジメントとなるが、そのクライシスマネジメントの基本は、初動対応を強化して被害が拡大する前に初期消火するという姿勢である。

③ 部長の存在の形骸化

競技スポーツ部による調査、大学本部での検証過程で明らかになったことは、アメフト部のD監督からの連絡が、F部長に伝えられているケースと、F部長に伝えられないまま競技スポーツ部へ直接伝えられているケースがあることである。

つまり、本答申書の2章および3章で検証されてきた経緯でも明らかのように、D監督や

コーチから F 部長に情報が伝えられず、こうした危機への対応に F 部長が関与していなかった部分が多く存在することも、競技部の組織運営上、問題である。この違法薬物事案に関して、どの段階でどのような情報が F 部長にもたらされたか、関与したかは F 部長への直接のヒアリング調査で一部明らかとなったが、アメフト部中野寮に家宅捜査が入ったこと、A 学生が逮捕されたことなど、重要情報が F 部長には D 監督などアメフト部からは直接情報が伝わっていなかった事実も判明した。

このようにアメフト部では、部長が推薦入試の際の受験手続きの確認や、奨学金などの手続きの確認など教学上の書類手続きに関与することが中心で、アメフト部における学修状況の監督や、練習や試合の状況、寮生活への監督・指導にはほとんど関わっていなかった実態も明らかになった。この関与の方式については、アメフト部においては過去の部長においてもある一定の時期からは常態化していたという証言も複数から得られた。

こうした教育的に重要な役割を果たすべき部長の存在が形骸化しており、それにより現場指揮権の不明確な状況が発生していたことも、今回の事案の発生ないし拡大を防げなかった組織的要因の一つであると考えられる。

5.2. 改善点と再発防止策の提言

5.2.1. 違法薬物に関する研修体制の確立

アメフト部への対応を契機として、すべての競技部への違法薬物に関する啓発、教育のための研修制度を確立する必要がある。これは違法薬物事案を未然に防ぐための「予防」のための方策である。

まずは競技部の部員学生に対して、違法薬物とはどのような種類があり、どのような身体的影響をもたらすか、そしてどのようなルートで自分自身の日常生活に入ってきて、使用・所持するとどのような罰則があるか、そしてその結果、自分自身の人生にどのような影響が出て、チームや大学、家族などにどのような迷惑をかけることになるか、具体的に指導し、グループワークやヒアリングを通じてその理解度をチェックするアクティブ・ラーニングの導入が必要である。同時に、一般論ではなく、今回のアメフト部薬物事案も具体的に例示することにより、自分事としてとらえることができるように教育が必要である。

同時に、すべての競技部の部長、監督、コーチに対しても、違法薬物に関する学生指導の方法についての研修も徹底せねばならない。この研修を受講しなかった関係者には指導させないという方針も徹底すべきである。

5.2.2 競技スポーツ部による違法薬物問題の監督・指導体制の強化

さらには、競技スポーツ部はすべての競技部がこうした指導者への研修、部員学生への研修が実施、徹底されているかを常時監視し、その状況を大学本部の学生部、総務部や関係の担当者に報告する体制を確立すべきである。

こうした平常時の監督・監視体制の強化こそが、違法薬物事案などを未然に予防し、万一に発生した場合でも早期に発見して対応できる体制につながる。これも「予防」の段階に必要な方策である。

さらには、違法薬物に関して競技スポーツ部が全体的に統括する各競技部部員学生に対

するドーピング検査の定期的実施、ランダムな実施も、教育的効果、抑止効果が期待できる。その場合の入学時、入部時、入寮時の誓約書（同意書）の提出など手続きを確立する。

こうした違法薬物事案に対して、日本大学がどのように取り組むのか、日本大学スポーツ宣言にポリシーを盛り込むことが必要であり、それは同時に、一般学生に対する「違法薬物対応ポリシー」としても社会に公表し、一般学生への指導、研修にも活かしていく必要がある。

5.2.3. 寮生活の管理・監督体制の確立

今回のアメフト部違法薬物事案は、中野寮という寮生活において発生した。この寮生活を管理・監督するための競技部全体の統一したポリシーを策定し、全ての競技部が同一の基準で管理・監督する体制を確立すべきである。

その場合に、競技部の寮には監督もしくはコーチなど関係者だけでなく、寮生活の監視、監督を独自に行う「寮監」を配置して、管理の視点から厳しく部員学生の生活を監督する体制を構築すべきである。これも違法薬物事案を未然に防ぐための「予防」のための方策である。

その際には、寮の室内での生活環境、適正人数、私物の管理、トイレ・風呂・食堂などの共同スペースでのマナー、門限など時間の管理、酒・タバコなどに関するルールなど、適切なルールを現場レベルで徹底できる監督体制の確立が求められる。今回のアメフト部違法薬物事案では、空き部屋や、屋上スペースなど共用スペースでの学生の活動の放置が、問題行動につながった。さらには、部屋割りによる部員同士の間関係などにも考慮し、いじめやパワハラ、人権侵害が発生しないような配慮も必要である。

5.2.4. 競技スポーツ部のガバナンス強化とチェック体制

各競技部の部長、監督、コーチや、本部の競技スポーツ部、学生部の間での情報伝達体制、情報共有体制を見直し、ガバナンスを確立することが不可欠である。これは、違法薬物事案などの危機を未然に防ぐ「予防」の段階においても重要であるが、危機が発生し、「発見」した段階での迅速で正確な情報伝達、情報共有にも役立つ。

こうした競技部ごとの平常時と危機事態において、競技スポーツ部がより積極的に関与して監視・監督を行うためには、競技スポーツ部の人的資源の強化も必要である。こうして危機の「発見」段階での情報伝達、情報共有の迅速化をはかり、初期対応における理事長・学長を中心とした執行部の関与も可能となる。

5.2.5. 競技部レベルでの危機対応マニュアルの作成と部長の責任・権限の明確化

各競技部でこうした違法薬物事案をはじめとした諸問題が発生した場合に、どのように対応すべきか「危機対応マニュアル」を作成し、部長・監督・コーチの中で厳格な運用が徹底されるよう、競技スポーツ部がその運用を監視する体制も必要である。各競技部においてその危機対応マニュアルの手続きや厳格さに差が出ないように、ある一定以上の標準化された危機対応マニュアルのひな型を、競技スポーツ部の主導で作成し、各競技部に指導する体制が望ましい。

そうした競技部レベルでの危機対応を厳格化し、大学の本部や競技スポーツ部との連携

での手続き的な公正さを確保するためには、競技部における部長の役割が重要となる。競技部における部長の役割・権限・責任の明確化と、部長が関与する範囲の実質化が必要である。情報伝達においても、各競技部の監督・コーチなど現場での情報が必ず部長と共有された形で、競技スポーツ部に伝達されることが必要であり、部長がこうした事案に積極的に関与することにより、競技スポーツ部や本部各部署との連携のチェック機能を果たすことが可能になる。

5.2.6 発見時の警察との連携

部員学生の違法薬物使用について一定の蓋然性（個人名情報、複数ソースからの情報等）が学内で認められたときには、警察に情報提供し、連携することが必要である。その際には、各役職者の個人的な関係ではなく、所管警察署など正式なルートでの情報提供、相談を行わなければならない。

警察への情報提供を行うかの判断を行うプロセス、警察との連携については、競技部のみで行うのではないことはもとより、競技部と競技スポーツ部の判断（いわゆる第1ライン）だけでなく、より上位の担当副学長を経由して理事長・学長への判断を仰ぐことは当然として、第2ライン（法的にかつ組織的に専門性をもって第1ラインのリスク管理をサポートするライン）の関与が必要である。こうした対応体制の確立を検討しなくてはならない。

5.2.7. 本学での内部調査体制の確立

違法薬物事案が発生した場合、ここからは「対応」の段階に移行する。警察の強制捜査に至らない場合はもとより、強制捜査となった場合でも、警察との緊密な連携を維持しながら、さらに警察の捜査の妨害にならない方法で、本学として可能な限りの調査を実施すべきである。ただし、強制捜査となった場合には、警察の捜査能力と、本学の調査能力の間には制度的にも格段の差があることからすると、本学の調査結果のみに基づく意思決定を行うに当たっては、慎重な検討が必要である。事態の推移を見ながら、本学内の調査を実施することで、その後の各種処分を検討するための根拠となる事態認定を大学としても行わなければならない。そのために、本学内での内部調査委員会体制の在り方を検討し、制度化する必要がある。

5.2.8. 競技部の活動停止処分についての方針の確立

個人の部員による違法薬物使用において、また複数の部員による使用において、競技部の活動停止などの処分を決定するためのガイドラインの確立が必要である。これは犯罪における個人と組織の関係の問題と深くかかわっている。スポーツチームの問題として考えたとき、個人の部員だけの関与か、複数の部員が関与しているかという軸もあれば、個人の自宅での犯行か、大学や部の寮生活の中での犯行かという軸も存在する。個人の部員だけ、個人の自宅や学外での犯行であれば、競技部チームのレベルの活動停止処分は必要ないという判断は成り立つが、これが部員の中で複数人による犯行、寮生活の中での犯行ということになれば、部としてチームが犯行の現場となったという判断から、現代社会においては活動停止以上の処分の検討が必要となる。

5.2.9. 関係学生の懲戒処分についての方針の確立

関係学生への懲戒処分については、これまでの本学が運用してきた基準も存在するが、近年の薬物問題の広がり、社会問題化の現状を踏まえたうえで、基準の見直しも必要である。

今回のアメフト部違法薬物事案については、逮捕起訴された A 学生に対する懲戒処分だけでなく、令和 4 年 11 月以降に部内調査で自己申告した部員学生をはじめ、警察から任意事情聴取された部員学生など、逮捕起訴されていないものの、違法薬物の使用が疑われる個人に対して、部内対応だけでなく、大学全体としてどのような処分が適切であるか、検討して方針を確立せねばならない。

考慮要素としては、一定期間（大麻では 3 ヶ月程度）を経過すると使用を物的に立証することは不可能であるため、後に自己申告が本人から覆されると、処分の正当性が危うくなるという問題点が残る。自己申告した学生をどう評価するかが難しい問題となる。調査の有効性の観点からすると、自己申告をした学生に厳しい処分を科すと、それをする者がいなくなり、かえって発見・対応が遅れるリスクがあること、反対に、一定期間経てば重い処分がないということになれば、しばらくして自己申告すれば大丈夫という判断から予防が困難となるリスクも発生する。今後、違法薬物事案に関しては、教育的措置の観点から、外部の薬物対策予防機関でのカウンセリング、防止プログラムへの参加、教育を指導するアプローチも重要であり、そうしたプログラムとの組み合わせで懲戒処分を検討することも必要である。

5.2.10. 日本大学スポーツ宣言の見直しとアセスメントの制定

各競技部での部員学生への指導、研修の徹底、実質化のために、現行のスポーツ宣言を学生によりわかりやすい内容への変更・修正を行うことが必要である。宣言の制定に留まらず、その宣言の内容を理解させるための研修体制を強化し、各競技部で定期的な研修が実施することが重要である。また、この日本大学スポーツ宣言については、部員学生だけでなく、外部指導者も含め競技部の部長・監督・コーチなど指導スタッフへの周知と研修も徹底する必要がある。

また、スポーツ宣言と研修に関する年間の取り組みについて詳細な評価項目を制定し、将来的には、スポーツインテグリティ（予算の透明性、指導の透明性）、人材育成力（社会貢献、ボランティア）、競技成績などの項目について毎年アセスメントを実施する体制が望ましい。

5.2.11. 競技部の指導体制の適正化

競技部において現場で学生を指導する監督・コーチについては、そのリクルートや契約形態など、どういう方針、基準において採用が決定されるか、その手続きの適正化が求められる。また、日本スポーツ協会の公認コーチ資格取得の義務化など、競技部の監督、コーチ等の指導者の人材を育成し、その能力の向上をはかることが必要である。

さらには各競技部の競技特性を考慮したうえで、競技部ごとに適切な指導者数と部員数を改めて検討し、適正化を進めることが重要である。

5.2.12. 競技部学生の入試と学修状況についての運営の適正化

各競技部における部員の入試制度の在り方を再検討し、その部員の入試形態および入学後の学修状況についても常時確認して学生指導に活かすことで、競技と学業が両立できる学生生活の環境が維持できる。

その際の指標となるのは、部員学生の平均修得単位数や平均GPAであり、特に学修状況が良くない学生については、競技部だけでなく競技スポーツ部および各学部で情報共有し連携して指導する必要がある。こうした学修状況のデータも競技部における翌年度の予算や推薦枠の検討に活かすことも検討すべきである。一方で、優秀競技者のみならず競技部内での学業優秀者においても競技部卒業式等で表彰することも必要と考える。

また、各競技部の練習拠点や寮所在地周辺の地域と連携し、部員学生たちが地域行事やボランティア活動へ積極的に参加することで、部員学生自身の成長につながるとともに、社会における競技部ひいては日本大学のイメージアップや広報にもつながる。こうした競技部における社会貢献活動も企画・考案することが望ましい。

以上、12項目をもって本報告書の改善点と再発防止策の提言とする。

本答申書は、序章で述べた通り、アメフト部の違法薬物事案に関する本学の「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」がまとめた「答申書」である。今後、展開の状況と必要に応じて、調査を継続する方針である。

以上

「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」
答申書（要約版）

発行日 令和5年11月20日

発行者 日本大学「競技部の薬物事件に関する調査及び再発防止策検討委員会」